

産業廃棄物処分業許可申請書

平成30年 9月 4日

島根県知事 溝口 善兵衛 殿



申請者

住所 〒 697-0017 浜田市原井町 957 番地
 氏名 浜田コンクリートリサイクル 株式会社
 代表者名 代表取締役 大久保 敦司
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 0855-23-7596



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)	事業の区分：破砕 取り扱う産業廃棄物の種類：金属くず、ガラスくず等、がれき類 以上 3 品目、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く 水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等も除く
事務所及び事業場の所在地	事務所 〒 697-0017 浜田市原井町 957 番地 電話番号 0855-23-7596 事業場 〒 697-0002 浜田市生湯町 1909 番 1 電話番号 0855-23-5675
事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)	施設の種類：がれき類の破砕施設(移動式)(政令第7条8号の2) 設置場所：松江市を除く島根県内全域 設置位置：浜田市生湯町 1909 番 1 (基地破砕) 及び松江市を除く島根県内産業廃棄物排出事業場(出張破砕) 設置年月日：平成 5 年 10 月 1 日 処理能力：50 t / 時間、8 時間稼働、400 t / 日 許可年月日及び許可番号：平成 14 年 3 月 29 日 廃第 31 号の 69 (届出受理)
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	所在地：浜田市生湯町 1909 番 1 面積：15 × 53 = 795 m ² 保管する産業廃棄物の種類：金属くず、ガラスくず等、がれき類 保管上限：5,600t (2,086.96 m ³) 積み上げることができる高さ：5.25 m
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	施設の処理方法：移動式シングルトッグルジョークラッシャー 構造及び施設の概要：移動用タイヤホイール付き クラッシャー部型式 NCF3018 材質 鉄製 株式会社 中山鉄工所製
※ 事務処理欄	(Blank)